一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福島県喜多方市岩月町入田付字塩ノ沢口七六五三から七六六九まで、七六七一、字治郎取沢七六四三から七六五二まで、字西原北五一〇二、五一〇八、五一〇九、字西原山七六四二の一、字塩ノ沢五一一〇
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。
平成三十年四月十一日
農林水産大臣　齋藤　健

I　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日
1　品種登録の番号　第26690号
2　品種登録の年月日　平成30年3月30日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Oryza sativa L.
4　登録品種の名称　縁結び（えんむすび）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　株式会社アグリトレード
　岐阜県多治見市旭ヶ丘十丁目6番地の64
7　出願公表の年月日　平成27年10月30日
II　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
　登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第七十九号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十三条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年経済産業省告示第二百四十九号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
平成三十年四月十一日
経済産業大臣　世耕　弘成
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（点検頻度） **第四条**　規則第五十三条第二項第五号の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。 一　発電所（小出力発電設備並びに発電設備に接続されているものであって液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第二条第四項に規定する供給設備及び供給設備と末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下同じ。）のうち次号から第五号までに掲げるもの以外にあっては毎月二回以上。ただし、設置、改造等の工事期間中にあっては毎週一回以上 二・三　［略］	（点検頻度） **第四条**　規則第五十三条第二項第五号の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。 一　発電所（小出力発電設備を除く。以下同じ。）のうち次号から第五号までに掲げるもの以外にあっては毎月二回以上。ただし、設置、改造等の工事期間中にあっては毎週一回以上 二・三　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○国土交通省告示第五百九十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十年四月十一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。
平成三十年四月十一日
国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
常磐自動車道	三郷市彦野二丁目九一番一から同市泉三丁目一一八番まで	平成三十年四月十一日二十二時

○国土交通省告示第五百九十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。
平成三十年四月十一日
国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5052号	第一種船橋航海当直警報装置	WAS－1000	東京計器株式会社	警報の表示の変更

○国土交通省告示第六百号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成三十年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
平成三十年四月十一日
国土交通大臣　石井　啓一
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　二双沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を平成十年建設省告示第二千七十二号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
　岩手県八幡平市平笠
　第二四地割　七二〇番一　一号から九号まで
　二五四番一　十号から十三号まで
　五八九番二　十四号及び十五号
　五八八番二　十六号
　二六四番　十七号から十九号まで
　五八八番三　二十号及び二十一号
　二三八番　二十二号から二十四号まで
　字上坊山国有林
　一五二六林班い小班　二十五号から三十号まで
　ろ小班　三十一号から三十五号まで
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱三十六号から四十九号までを順次結んだ線及び標柱三十六号と四十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　岩手県八幡平市平笠
　第二四地割　七二八番　四十八号及び四十九号
　字上坊山国有林
　一五二七林班は小班　三十六号から四十七号まで